

# 開門アセスと開門を円滑に実施するための提案

2009年4月15日

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

有明海漁民・市民ネットワーク

## 1. 農業用水確保と排水機場建設工着工が「開門前提のアセス」の証し

開門を命じた佐賀地裁判決を高裁に控訴した際の若林・鳩山両大臣合意や本国会における石破大臣答弁では、開門や早期のアセス実施が約束されているにもかかわらず、農政局は長崎県に対し「開門を前提としていない」と説明し、控訴審においても開門を拒否し、さらにはアセス終了まで今後三年を見込み、その後改めて関係者の同意を得る手続きに入るとしています。このため漁業者や国民の間には、農水省は本当に開門する意思があるのかという不信感が渦巻いています。もし「開門を前提としてアセスを行う」と言うのであれば、アセスと同時並行で農業用水確保と排水機場建設を行うべきです。相当な期間を要するこれらの工事が開門のために必要なことは、わざわざアセスで三年以上もかけて検討するまでもなく自明のことです。しかもこれらの工事は開門のためだけでなく、「調整池の汚濁アオコ水を使った干拓地農作物」という汚名の返上や、今なお続く背後地湛水被害軽減のためにも役立つ対策です。

## 2. すべての関係者が参加する開門協議会で開門アセスと開門事業の運営を

本来の環境アセスは、事業による環境への影響を予測評価し、悪影響を回避軽減する方策を探るだけでなく、一連の手続きの中で利害関係者の合意形成を図ることも重要な目的の一つとして行われます。しかし諫干事業のアセスは、市民や環境NGOとの合意形成がなされないまま、評価書案作成までわずか9か月で終了しました。杜撰だったこの環境アセスこそが、今日の紛争を引き起こしたと言えるでしょう。そこで私たちは、開門アセスや開門事業の全過程の意思決定に、すべての関係者が参画すべきであると考えます。すなわち、裁判の原告・弁護団、沿岸4県の自治体、4県漁連、干拓地農民、背後地農民、各分野の研究者、NGOの各代表などから構成される「開門協議会」を農政局のもとに設置し、科学的・民主的な意思決定に基づいてアセスや開門事業を実施するよう、関係各位に呼び掛けたいと思います。

## 3. 段階的開門法を前提とした開門アセスを

制限的な開門であれば、既に短期開門調査の実績がありますから、防災や漁業への影響を回避しつつ、いつでも実施可能な開門方法です。また中長期開門調査検討会議は、いきなり全開するという開門方法を検討し、必要となる対策や費用見積もりまで示しました。これらを踏まえて私たちが提案してきた現実的な開門方法は、段階的開門です。まず農業用水を確保して後に開始する第一段階では、短期開門調査時と同様の水位変動幅20センチの小規模開門によって、調整池の水質と底質の改善を図ります。第二段階でも、水門の開閉は人為的にコントロールしますが、背後地排水機場の新增設の進捗状況に合わせてつつ徐々に上限水位を上げていきます。そして排水機場全部の完成を待ってから、調整池水位を主に自然の潮汐変動に委ねる第三段階の常時開門に移行します（裏面参照）。この段階的開門法を採用すれば、開門アセスは対策工と並行して行えるので早期開門が可能となり、しかも閉め切り後のモニタリングデータの蓄積があるので現況調査も不要ですから、残された開門アセスの課題は、調整池環境と海域漁場環境のシミュレーション予測、及びその評価などに絞られます。農水省が速やかにこの提案を受け容れ、関係者の合意を図りながら効率的にアセスを実施することになれば、開門は来春にも実現できるのです。

段階的開門法の概要				
	第一段階	第二段階	第三段階 (A 案)	第三段階 (B 案)
開門方法	短期開門調査時のもぐり開門に準拠 (排水と海水導入量を緩漸増)	もぐり開門を基本としつつ全開門も一部併用	常時全開門	常時開門 (通常は全開門、一部もぐり開門併用)
開門期間	2010 年 5 月から 1 年程度	2011 年 5 月から 1 年程度	2012 年 5 月から 3 年程度	
主な目的	調整池内の水質・底質の改善	干潟の再生と第三段階開門方法 (A 案・B 案) 選択のための調査	潮流速の改善と干潟の本格的再生	
制限要因	海水導入初期の濁り問題、農業塩害問題	塩害・背後地湛水問題	護床工周辺洗掘問題、塩害・背後地湛水問題	塩害・背後地湛水問題
主な事前対策工	農業用水の確保 (開門アセス開始時から着工)、土嚢や仮設ポンプの設置など	排水機場の逐次新增設	護床工拡張、計画排水機場 (155.5 m <sup>3</sup> /S) の全完成	必要排水機場 (155.5 m <sup>3</sup> /S より少ない) の全完成
工事期間の目安	土嚢や仮設ポンプは 3 日、農業用水は手段と工法次第だが数か月	1～3 年 (開門アセス開始時から着工)	3 年 (排水機は開門アセス開始時から着工、護床工拡張工事が必要な場合は第二段階開門中に捨石工を実施)	
調整池水位	上限-1.0m	新增設済み排水機容量に応じて上限設定水位を順次上げていく	潮汐変動に従い大潮満潮時の最高+2.0m	内外水位差が 1.0m 以内なら全開門、それ以上ではもぐり開門とし、水位を A 案より全体に低める
	下限-1.2m	下限は大潮干潮時の-2.8m 近く	大潮干潮時の最低-1.0m	
モニタリング	モニタリング項目は潮位 (調整池水位を含む)・潮流、水質、底質、生物等。調査地点は、本明川・調整池・諫早湾・有明海とし、従来の調査地点に新規地点を追加する場合の「開門後と比較のための閉門時調査」 (アセス予測のための現況調査とは別) は 2009 年 5 月から 2010 年 4 月			
重点監視内容	調整池内の巻上げ (SS 沈降を確認後に排水する) と淡水生物の回避状況	護床工周辺の流速分布、底質の洗掘可能性 (護床工拡張の必要性判断)、排水門振動	干潟の再生状況 潮流の回復状況	
その他	開門中に必要な確認項目は、農業 (環境基準違反の調整池水を使わずに済む効果)・防災 (湛水被害軽減効果)・漁業 (漁業資源増大効果) なお高潮警報が発令された時、及び大雨による調整池への流入量が毎秒 1000 m <sup>3</sup> を超えて増加し、かつ内水位が外潮位より低い時は、一時閉門			

### 今後のスケジュール

2009 年 6 月 農業用水確保工事着工

2010 年 4 月 水源工事完成

2009 年 6 月 開門協議会立ち上げ、開門アセス開始



遅くとも 2010 年 4 月 開門アセス手続完了

2010 年 5 月 第一段階開門開始

2009 年 6 月 排水機場建設開始

排水機逐次完成

2011 年 5 月 第二段階開門へ移行

排水機全完成

2012 年 5 月 第三段階開門へ移行

※ 開門調査期間中は随時、有明海・八代海総合調査評価委員会にデータを提供し、

(2015 年 4 月 開門調査の終了)

開門調査終了時まで本格的な有明海再生策を検討・答申、開門継続へ